

評価書（個票）

法人名	国民年金基金連合会	担当課 (担当課長)	年金局企業年金国民年金基金課 (企業年金国民年金課長 内山博之)
根拠法令等	国民年金法（昭和 34 年法律 141 号）第 137 条の 2 の 5 及び第 137 条の 15 確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 2 条第 5 項及び第 74 条	類 型	特別法人
法人概要	<p>○法人の概要</p> <p>国民年金基金連合会は、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 137 条の 2 の 5 の規定に基づき、転居や転職により国民年金基金の加入員資格を 60 歳到達前に喪失された方で加入員期間が 15 年未満の方等への年金および遺族一時金の支給を共同して行うため、国民年金基金が会員となり、平成 3 年 5 月 30 日に厚生大臣の認可を受けて設立された。</p> <p>平成 14 年からは、確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 2 条の規定に基づき、確定拠出年金の個人型年金の実施主体として、個人型年金規約を作成するとともに、加入者の資格の確認、加入者の資格情報の管理、掛金の収納等の業務を自ら実施している他、金融機関等に委託して、加入の受付、運用商品の選定提示、資産管理、記録管理を行っている。</p>		
事務・事業の内容	<p>○事務・事業の内容</p> <p>①国民年金基金の中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金及び一時金の支給を行う事業（中途脱退事業）（国民年金法第 137 条 15 第 1 項）</p> <p>②国民年金基金が支給する年金及び一時金につき一定額が確保されるよう、国民年金基金の拠出を原資として国民年金基金積立金を付加する事業（給付確保事業・共同運用事業）（国民年金法第 137 条の 15 第 2 項第 1 号）</p> <p>③国民年金基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業（附帯事業）（国民年金法第 137 条の 15 第 2 項第 2 号）</p> <p>④個人型確定拠出年金の管理運営事業（確定拠出年金個人型年金運営管理事業）（確定拠出年金法第 74 条）</p> <p>※詳細は、別紙のとおり。</p>		
事務・事業の目的	<p>①～③：国民年金法に基づき、会員である国民年金基金の中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金又は死亡を支給事由とする一時金の支給及び基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業並びに基金の加入員及び加入員であった者の福祉を増進するために必要な事業を行うことを目的とする。</p> <p>④：確定拠出年金法に基づく個人型年金を実施することを目的とする。</p>		
関連する政策目標	—		
関連する業績指標	—		
指標の目標値等	—		
法人の事務・事業の実績	<p>○実績（平成 26 年度）</p> <p>①中途脱退事業 中途脱退者：467,762 人（内待機者：383,755 人、内年金受給者：84,007 人） 年金：裁定：11,912 件、給付費：143 億 9,800 万円 一時金：裁定：1,476 件、給付費：17 億 8,800 万円</p> <p>②給付確保事業・共同運用事業 給付確保事業：収益率：16.52%、積立資産額：18,097 億円 共同運用事業：収益率：16.22%、積立資産額：12,428 億円</p>		

	<p>③附帯事業 各国民年金基金より委託を受けた業務について、連合会で一括して事務処理を行う事業であり、何らかの実績を得ることを目的とした事業ではない。</p> <p>④確定拠出年金個人型年金運営管理事業 現存加入者数：212,944人 (第1号被保険者：62,934人、第2号被保険者：150,010人) 現存運用指図者数：425,007人</p> <p>○事業収入(平成26年度) 中途脱退事業：119,636,566千円 給付確保事業：312,869,407千円 共同運用事業：238,406,608千円 附帯事業：951,752千円 確定拠出年金個人型年金運営管理事業：595,485千円</p>
<p>国からの補助金等</p>	<p>○補助金・委託費等 ※別紙のとおり</p>
<p>法人の事務・事業の見直し状況(これまでの検証)</p>	<p>④ 確定拠出年金個人型年金運営管理事業</p> <p>●確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号) 第190回通常国会において成立した確定拠出年金法等の一部を改正する法律により、①個人型確定拠出年金の加入可能範囲の拡大(公務員や第三号被保険者等への拡大)(平成29年1月1日施行)、②確定拠出年金掛金の拠出限度額の年単位化(平成30年1月1日施行)、③小規模事業主による個人型確定拠出年金への掛金追加納付制度の創設(公布の日から2年以内で政令で定める日に施行)、④企業年金等とのポータビリティの拡充(公布の日から2年以内で政令で定める日に施行)、⑤国民年金基金連合会の広報啓発業務の追加(平成29年1月1日施行)等の措置が講じられており、それぞれの施行期日から必要な業務を実施する予定。</p> <p>※平成28年6月時点(平成28年4月時点に成立していなかった確定拠出年金法等の一部を改正する法律の成立に伴い、本欄は平成28年6月時点の記載)</p>
<p>法人の事務・事業の必要性等・有効性</p>	<p>① 国民年金基金の中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金及び一時金の支給を行う事業</p> <p>●事業の必要性 中途脱退者について、その加入員が受給年齢に達したときなどに通算して年金または遺族一時金を支払う事業であり、受給者、年金額とも毎年度増加を続けていることから、事業の必要性は高い。</p> <p>●事業の妥当性 国民年金法第137条の15第1項により、国民年金基金連合会が実施する事業と規定されており、年金支給事業の一体化の観点から国民年金基金連合会が一体的に事業を運営することは妥当性がある。</p> <p>②国民年金基金が支給する年金及び一時金につき一定額が確保されるよう、国民年金基金の拠出を原資として国民年金基金積立金を付加する事業</p> <p>●事業の必要性 各国民年金基金の加入員の平均余命・男女比率、資産規模などに相違がある中で、加入する基金によって給付に差が生じることを防ぎ、給付を安定的に確保できるよう、地域や職域の如何を問わず全国一本の財政単位で運営することにより、すべての加入員が等しく充実した年金を受け取ることができるようにするために実施している事業であり、また、国民年金の付加年金部分を代行しており公的な性格をもつ年金制度であることから、事業の必要性は高い。</p> <p>●事業の妥当性 国民年金法第137条の15第2項第1号により、国民年金基金連合会が実施す</p>

	<p>る事業と定められており、国民年金基金連合会が一括して資産運用を行うことで、加入する国民年金基金によって給付に差が生じることを防ぎ、給付を安定的に確保するため、妥当性がある。</p> <p>③国民年金基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の必要性 各基金の事務処理の負担および費用負担の軽減化、各国民年金基金における事業の推進のための施策など、運営の効率化のための事業であり、今後も実施していくことが必要である。</li> <li>●事務・事業の妥当性 国民年金法第137条の15第2項第2号により、国民年金基金連合会が実施する事業と定められており、各基金が実施する事業について、個人情報保護等の内部統制、事業実施についての指導及び連絡、制度の見直しなどに関する調査・研究、各種研修会の開催など、基金事業の効率化のための事業であり、各基金によって設立され、全72基金が会員となっている国民年金基金連合会が実施することが妥当である。</li> </ul> <p>④個人型確定拠出年金の管理運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事務・事業の必要性 公的年金の上乗せ部分における新たな選択肢として、また、企業年金加入者が企業型確定拠出年金制度のない企業に転職した場合の受け皿として、個人型確定拠出年金制度が必要である。</li> <li>●事務・事業の妥当性 確定拠出年金法第74条により、国民年金基金連合会が実施する事業と定められており、制度を公正中立に運営する必要があること、他制度と重複して個人型確定拠出年金に加入することを防止する観点や加入資格のない者の加入を防止する観点から加入者記録を一元的に管理する必要があること、また特に税制上、第一号被保険者の国民年金基金と個人型確定拠出年金の拠出限度額が共通であるため、両者の拠出額を一体として管理する必要があることから、国民年金基金関係業務を実施する国民年金基金連合会を個人型確定拠出年金の実施主体とすることは妥当性がある。</li> </ul>
<p>法人の事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事務・事業の実施に関する監督体制の適格性 毎事業年度毎の予算・決算の認可に伴って、毎事業年度の事業計画及び事業報告について提出させ、国民年金基金連合会の業務の現状や今後の見通しについての監督を実施している。</li> <li>●法人の事務・事業実施主体としての適格性 国民年金基金連合会においては、個別の基金では行えない中途脱退事業や、共同事務処理を行い、また各国民年金基金の資産を共同で運用するなど、国民年金基金制度の中心的な役割を担っており、また、個人型確定拠出年金の実施機関としての事業を行うなど公共性の高いものとなっている。また、年金資産や会員からの会費収入等の管理運用等の適正を期する必要がある。 現在、国民年金基金連合会は、当該業務を適正かつ確実に実施するとともに、事務経費にかかるコスト増を圧縮するなど事業改善も継続的に行っており、実施主体として適格である。</li> </ul>
<p>評価結果の総括 (現状分析 (事務・事業の評価)と今後の方向性)</p>	<p>老後に向けた資産形成のための私的年金の必要性や役割は高まっており、自営業者等の資産形成の促進のため、国民年金基金連合会は、国民年金基金制度の安定的な制度運営及び発展を図っていく必要があり、また、第190回通常国会において成立した確定拠出年金法等の一部を改正する法律に盛り込まれている個人型確定拠出年金の制度改正に適切に対応し、個人型確定拠出年金の制度の発展を図っていく必要がある。</p> <p>また、中途脱退事業や給付確保事業・共同運用事業における年金資産を安全か</p>

	<p>つ効率的な管理・運用を引き続き実施していかなければならない。 その上で、国民年金基金に関する事業及び個人型確定拠出年金の管理運営事業 ともに、収入と支出のバランスのとれた健全な運営を目指す必要がある。</p> <p>※平成 28 年 6 月時点(平成 28 年 4 月時点に成立していなかった確定拠出年金法等 の一部を改正する法律の成立に伴い、本欄は平成 28 年 6 月時点の記載)</p>
備考	

○事務・事業の構造等（平成26年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成26年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成26年度決算)		公益法人等への支出 (百万円) (平成26年度)		
			内訳（名称）	(額)	法人名	額	
国民年金基金の中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金及び一時金の支給を行う事業 (中途脱退事業)	①事務・事業の内容 中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金又は死亡を支給事由とする一時金を支給する事業 ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容 国民年金法第137条の15第1項  ※収入・支出は、年金経理と業務経理の合計額であり、支出には年金経理の繰入金を含む	21,500	合計	119,637		-	
			国費	国民年金基金等給付費負担金	152	-	-
			自己収入	会費	50	-	-
			自己収入	受入金	872	-	-
			自己収入	受換金	30,566	-	-
自己収入	信託資産に係る当期運用収益	87,996	-	-			
国民年金基金が支給する年金及び一時金につき一定額が確保されるよう、国民年金基金の拠出を原資として国民年金基金積立金を付加する事業 (給付確保事業)	①事務・事業の内容 基金の支払う年金および一時金について一定額が確保されるよう、基金の拠出金（1口目掛金）を原資として、基金の積立金の額を付加する事業 ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容 国民年金法第137条の15第2項第1号	91,001	合計	312,869		-	
			国費	-	-	-	-
			自己収入	給付確保拠出金	53,510	-	-
			自己収入	信託資産に係る当期運用収益	259,356	-	-
自己収入	受入金	3	-	-			
国民年金基金が支給する年金及び一時金につき一定額が確保されるよう、国民年金基金の拠出を原資として国民年金基金積立金を付加する事業 (共同運用事業)	①事務・事業の内容 基金の支払う年金および一時金について一定額が確保されるよう、基金の拠出金（2口目以降掛金）を原資として、基金の積立金の額を付加する事業 ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容 国民年金法第137条の15第2項第1号	67,318	合計	238,407		-	
			国費	-	-	-	-
			自己収入	共同運用拠出金	63,389	-	-
			自己収入	信託資産に係る当期運用収益	175,017	-	-
国民年金基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業 (附帯事業)	①事務・事業の内容 各基金の事務処理の負担および費用負担の軽減を図るため、連合会に設置されたホストコンピュータと各国民年金基金の端末装置をオンライン通信回線で結び、連合会と72の国民年金基金が共同で行う事務処理事業及び基金に対する指導や情報提供に関する事業 ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容 国民年金法第137条の15第2項第2号 国民年金基金令第43条 国民年金法第92条の3第1項第1号	921	合計	952		-	
			国費	納付委託事務受託費	8	-	-
			自己収入	共同事務処理事業受託費	941	-	-
			自己収入	雑収入	2	-	-
個人型確定拠出年金の管理運営事業 (確定拠出年金個人型年金運営管理事業)	①事務・事業の内容 個人型年金規約の策定・変更、加入者の資格の確認及び個人型年金加入者掛金の限度額の管理を行う事業 ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容<根拠法令等> 確定拠出年金法第2条第3項	562	合計	595		-	
			国費	-	-	-	-
			自己収入	手数料	595	-	-

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において様式1の合計と合致しないものがある。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）  
<平成26年度決算合計>

特別会計	法人合計（百万円）	合計	年金特別会計
国民年金基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業 (附帯事業)		8	8

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において上記の事務・事業毎の合計額と合致しないものがある。